

平成25年度 第3回

「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成26年1月30日（木）午前10時00分～正午

会場：新潟市役所 第1分館 6階 1-602会議室

出席委員：飯塚委員、植木委員、大竹委員、森委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席者7名）

事務局出席者：こども未来課 堀内こども未来課長、小沢課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

地域と学校ふれあい推進課 西脇副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 五十嵐研究員補佐

傍聴者 有4名

会議内容

1 開会

○小沢こども未来課長補佐

みなさん、おはようございます。それでは定刻になります。みなさんおそろいになりましたので、これより第3回目の放課後児童クラブ検討部会を開催いたします。本日の部会につきましては、毎回同じことなんですけども、会議内容を録音させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。当部会、公開となっております、3名の傍聴者がおりますことを報告させていただきます。

前回、昨年12月の末に開催いたしましたが、第2回の会議の内容を振り返りでございますけれども、2回の概要をまとめた資料を、これが資料5になります。それにつきましては、前回委員の方から、市社会福祉委員会の研修実績等について資料を提出していただきたいということで、今回事前に資料6について事前に送付させていただきました。今回は委員会ということで、資料について事前に送らせていただいたんですけども、前回の振り返りにつきまして、何か委員の方から特にお聞きしたいことなどございますでしょうか？よろしいでしょうか。はい、それでは進めさせていただきます。それではこれよりの議事につきましては、植木部会長の方をお願いしたいと思います。植木部会長よろしくお願いたします。

2 議事

国の専門委員会報告書と新潟市の現状と方向性について（前半 論点1～論点5）

○植木部会長

わかりました。それでは進めさせていただきます。資料のご確認が終わりましたので、それに基づきながら、事務局の説明をいただきながら、進めていくことになります。前回は国の専門委員会の進捗状況というか、最終報告書が出ていない状況の中で、その時々々の国の専門委員会の内容に基づいて検討を進めてきたわけでございます。前回と今回である程度新潟市の条例に定める基準につきまして、ご意見をずいぶんいただいてまいりましたけれども、また次回、3月に予定される第4回で、もう1回総ざらいをして、そして条例の素案をまとめ、また確認していくというような、今後は流れになるかという風に思います。したがって、本日は特に資料の1で、この国の報告書に基づく内容が組み込まれております。その13点の論点、項目の説明を受けながら、この内容についてみなさん方からご意見を伺うということになろうかと思えます。

進め方としては、資料の用意をしてください。資料の1をご用意をいただきながら、13項目ありますので、それを半分に分けて、議論を前半後半という風に分けさせていただきます。説明が終わったのちに、その説明に関する質問をいただき、そのあと各委員からご意見をいただくことになっておりますので、ぜひその事務局の説明を受けながら、各々の委員のご意見をまとめておいていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では、資料はそろいましたでしょうか？それでは事務局から、前半の論点5までの事業説明をしていただきます。

○本間こども未来課育成支援係長

育成支援係の本間です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。事前にお配りしました資料1をご覧ください。前回まで国の部分につきましては、専門委員会の検討内容をお伝えしておりましたけれども、昨年末の12月25日に専門委員会でもまとめられた報告書が出ていますので、その内容に入れ替えております。次の資料2が、報告書の全文になります。その報告書の抜粋したものを資料1の専門委員会の概要のところに落とし込んだものです。詳しい内容は資料2に記載してございます。申し訳ありません。また資料1に戻っていただきまして、説明をさせていただきます。まず、項目1、基準の範囲、方向性についてですけれども、新基準による放課後児童クラブ条例が、公設のひまわりクラブだけではなく、これまで条例等で縛られることがなかった民設クラブにおきましても、遵守しなければならないということをご確認いただければと思います。ここでまた資料が飛んで申し訳ないんですけども、資料3をご覧ください。A4の横1枚ほどの資料でございます。こちらが、新潟市内の民設クラブの運営状況の一覧になっています。クラブ名のところが網掛けになっているクラブ、こちらにつきましては、公設のひまわりクラブが設置されていない小学校区での運営となっております。

現在14小学校区で民設クラブのみの運営となっております。尚、26年度につきましては、新たに4箇所のみまわりクラブの設置小学校区で開設予定ですし、あと一箇所大規模小学校区で民設クラブの相談がございます。市で補助金を出して開設が見込まれているという状況です。また、児童数が20人に満たない小規模なクラブが9つございます。こういったところも、これから作ります新条例の基準に遵守しながら運営することが必要となってまいります。恐れ入ります、また資料1にお戻りください。2番目の項目、具体的な昼の人数については、一番右側の検討の視点と第2回の委員の主な意見と新潟市の方向性としての案ということで、右側の方にまとめさせていただいております。各論点ごとに説明させていただきます。まず論点1、従事する者としての、指導員の資格についてです。こちらにつきましては、国の示す省令に従うべきとなります。

専門委員会の報告書では、児童の遊びを指導するものの資格を有するものであって、研修を受講したものとすることが適当としています。また、さまざまな経験をもった地域の人材が積極的にかかわってもらうことも意義があるため、有資格者でない者でも業務に従事することを可能とすることは適当である、という風に報告されております。新潟市においても、同様にしてまいりたいと考えております。次にページをめくっていただきまして、論点の2、具体的な指導員の人数でございます。これも従うべき事由であり、専門委員会の報告書と同様に職員は2名以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当と考えるとしております。また、小規模な民設クラブ、地域の人材を活用することによって配慮いたしまして、新条例では最低人数の予定を定めるということにしたいという風に考えております。現状として、民設クラブのうち、児童数が12人の小規模クラブが今現在指導員1名の配置となっております。そのクラブは、保育園と併設しているクラブでありまして、クラブに確認したところ、基本指導員1名で見えておりますけれども、保育園の児童も少なくなる夕方4時ごろから保育園の児童と一緒に複数の保育士で見ているということでしたし、夏休みなども基本1人の指導員なんですけれども、保育園と合流することで複数の目で見ているという、そういったクラブも1箇所ございました。専門委員会の報告書も、小規模クラブ全てに専任の職員を複数配置することを求めることは困難を伴うことが考えられるとしております。小規模クラブにつきましては、2人以上の配置を原則とする、併設する施設の職員とは兼務可能な場合には、1人でも可能かとするということとは適当であるとしておりますので、この点につきましても同様にすべきと考えております。その次、論点3でございます。集団の規模につきまして、報告書でもあるんですけども、概ね40人までを適当としたいと考えております。ただし、新潟市におきまして、公設民設合わせて、現在81の施設で41人以上の登録児童がおります。こういったところにつきましては、報告書にもありますように集団を分けて対応するよう努めることとしたいと考えております。児童数の考え方につきましては、公設のみまわりクラブの平日の平均出席率が、平成24年度におきましては、74.9%ございました。こういった現状を踏まえて、また今後高学年を受け入れた際に、塾や習い事等によりまして、週のうち何日、

何時間しか利用しないということを前提に申し込みをすることも想定されます。報告書にありますように、平日何時間、一定の休みが確定している児童につきましては、平均利用人数という考え方をとっていきたいということも考えております。平均利用人数の算定につきましては、これから国の方から示されると思いますので、その示される方法に準じていきたいと思っております。

想定される13年ということで、左の方、新潟市の現状の欄に、例を示しをさせていただきました。クラブによりましては、多少登録児童数等数値が変化するということがみてとれます。これはあくまでも想定される計算例ということで、実際国の方から別の計算例が示されるかもしれませんが、その時はまたご報告させていただきたいと思っております。次に3ページをお開きください。論点の4、施設設備につきましてですけれども、報告書では一人あたり概ね1.65平米以上確保することが適当であるとしておりますので、新潟市でも同様にしたいと考えておりますし、静養スペースを設けることも適当だとしておりますので、こちらについても確保していきたいと、そのようにしていきたいと思っております。尚、1.65平米未満のクラブが、現在公設で7クラブ、民設で4クラブございます。公設のクラブにつきましては、26年度中に整備をして、狭隘化を解消させる予定にしております。また、民設クラブにつきまして、これまで施設整備に市として補助する仕組みがございませんでしたので、これにつきまして今後これについても検討していきたいと考えております。続きまして、論点の5、開所日数でございます。こちらは国の方の報告書同様、年間250日以上を原則としまして、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとしたいと考えております。新潟市の現状の欄にも記載しておりますけれども、民設のクラブで土曜日を開所していないクラブが4つございます。その4つのクラブにつきましては、年間の開所日数が250日未満という風になってございます。ここで資料4をご覧いただきたいと思っております。資料4は昨年11月に行いました子供・子育て支援のニーズ調査の単純集計の結果の抜粋でございます。放課後児童クラブ関連のところを抜粋したものです。まず8ページをご覧いただきたいと思っております。一番下の表、土曜日の利用を聞いているところでございまして、希望しないという人は1名、小学校の保護者または就学前の保護者とも、5割ほどいらっしゃいます。こういったところから、土曜の開所につきましては、地域の実情に応じて考えを行うということにしてよろしいかと考えております。ニーズ調査の3ページ目をご覧いただきたいと思っております。下の表ですけれども、低学年のうちに放課後児童クラブで過ごさせたい希望日数について、放課後児童クラブを選んだ保護者のうち、小学校の保護者では6割、就学前の児童の保護者では7割の方が週5日を希望しております。

網掛けをしているところでございます。その次、本当に申し訳ありません。7ページをご覧ください。上の表ですけれども、高学年でも放課後児童クラブで過ごさせたいという希望を見るものです。表のうちの一番下、無回答の欄の数字が多くなっております。無回答の欄は、概ね低学年でいいということが見てとれるわけですけれども、小学生の保護者

では85%、就学前児童では60%の方々が不要という現状というところです。小学生の学年別の無解答欄を追っていきますと、子供の年齢が高くなるほど、不要と思う傾向が窺えるところです。次に、本編10ページ目をご覧ください。上の表ですけれども、土曜日の利用希望就業時間帯についてです。朝の7時代がカウントされておりますけれども、調査の設問では24時間制の記入を求めていますので、こちらについては書き間違いかと思われま。また時間につきましては、全て15分刻みで伺っておりますので、今現在単純調査が、まだ詳細の分析についてはまだ出ていないという状況になっております。今回お出ししたニーズ調査の資料につきましては、あくまで単純集計の速報値でありますので、未整理なところを分析整理したものをまた次回にはお示しできるかと思ひます。次に、本日お配りさせていただいた資料9をご覧ください。A4、1枚程の資料でございます。こちらにつきましては、事前にみなさまから意見をいただいたものをまとめた資料でございます。これまで説明した論点5までの部分につきまして、説明させていただきます。(1) 従事するものということで、いただいた意見として、「今後、時間が長くなった場合など、子供たちへの質の高い預かり場所にするために、資格も必要で、さらにそれなりのしっかりとした保障(金銭面)も必要と考える。そのことについてはどう考えているのか伺いたい。」ということで、私どもとしてはこの後また後半の部分で説明させていただきます。国にお願いするわけでも、国の考えに準じながら、指導員の人件費が主となります。運営費について、利用料金と減免制度を合わせて考えていく必要がありますので、その具体案につきましては次回提示する予定です。また論点8のところでも説明させていただきます。2番目の職員の員数でございます。いただいた意見として、「現状、学校でも要支援児童が増えている傾向にある。放課後児童クラブでも同様の状況と考えると、現在の職員数では不足ではないだろうか」という意見をいただいております。それにつきましては、公設クラブにおきましては、登録児童数による指導員の配置意外に、障がい児対応のための加配指導員を25度におきましては95名配置しております。

新条例の定める員数は加配指導員を含めない、最低員数を想定しておりますけれども、障がい児対応の指導員につきましては、個々のクラブの状況に応じて配置すべきであるという風に考えております。(4) 施設・設備のところでもいただいている意見として、「地域性や社会性で変化するのはいたしかたない。しかしながら問題なのは、多くの子供たちが登録し、狭い環境で過ごさざるを得ない小学校については、早急に対応をとってもらいたい。ふれあいスクール開催校は、その時間だけでも連携して広い空間にしてあげたい。」というご意見をいただいております。こちらにつきましては、高学年の受け入れを見据えまして、26年度に17ヵ所を整備する予定にしております。また、国が示す基準や26年度の登録児童数によりましては、さらに追加整備をしていくという風に考えております。ふれあいスクールの連携につきましては、今後も更にすすめていきたいと考えております。教育委員会ともその方向で一致しております。資料が飛び飛びで申し訳なかったんですけれども、以上、論点5まで前半部分ということで説明させていただきました。以上で

前半の説明は終わります。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。このあと、各委員から順にご意見をいただきますけれども、その前にただいまの事務局の説明、あるいは資料の不備等、まずご質問から受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか？

○飯塚委員

ふれあいスクールを実施している学校はどれくらいの数があるんですか？

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

62ヶ校です。

○飯塚委員

ありがとうございます。

○植木部会長

その他いかがでしょうか？

○山岸委員

一点なんです、従事するものというところで、具体的な基準のところ、児童の遊びを指導する者とか地域の状態というようなことがありましたが、年齢的な制限とかはあるのでしょうか？社会では定年ですけれども、設けておりますか？

○本間こども未来課育成支援係長

今、公設のひまわりクラブ、社会福祉協議会さんの方で運営していただいている、社会福祉協議会の定年は60になっています。ただ、条例等には定年とかっていったところまでは記載がありません。

○山岸委員

そうですか。ありがとうございました。

○植木部会長

指定管理先の指定管理者の事業体の定年はあるけれどもということですよ。

○本間こども未来課育成支援係長

そうです。

○植木部会長

それが60になるか65になるかは、事業者が決めるということです。その他、いかがでしょうか？

○山賀委員

山賀ですが、質問なんですけれども、職員の加配のところ、先程障がいとか加配しているのが90何名かいらっしゃるというお話でしたが、加配をする場合の基準とかそういうものっていうのはあるんでしょうか？どういう流れで加配を申請して認められていくのかなという部分がわからなかったので、詳しく説明していただければと思います。

○堀内こども未来課長

今、やっているところは社会福祉協議会ですので、社会福祉協議会の方からご説明をお願いします。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

社会福祉協議会の方からですが、クラブごとに児童数が違いますので、そこに障がい児の方の状況を把握して、入会した場合、加配が必要かどうかということで、その都度クラブの指導員と話し合いをしまして、対応しております。ですので、障がい児の方おひとり入会していただくので必ず加配を1人増やすということではなく、そのクラブにとって、通常の生活に必要なかどうかということで確認をしながら加配をしております。

○堀内こども未来課長

一般の加配の基準については新潟市の現状のところに書いてありますように、45人基準だと臨時指導員1人、更に20名増えともう1人という風な感じで増やしています。障がいの人についてはそれとは別に、また状況を見ながらということになります。

○山賀委員

例えば障がい児2人に1人とか3人に1人とかそういう明らかなひとつの目安っていうのはないということですね。

○堀内こども未来課長

その状況です。

○山賀委員

はい。

○植木部会長

それともケースバイケースということなんですか？内規みたいなものもないんですか？あくまでもその状況に応じて、現場でやりとりをして、最終的にケースバイケースで決めていくという、こういうことですね。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

はい。

○植木部会長

何となく曖昧な感じで、トラブルが起きそうな気がしますけれども、そういう風な困難を伴うような加配云々については、これまでなかったですか？

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

クラブで子供たちが安全に過ごすということが大前提ですので、少しでも不安な部分がある時には、少し大目でもまずは配置してみて状況を見ていくというような形にしております。実際のところ、筋ジストロフィーのお子さんを見るか、車椅子のお子さんを見るか、実際手すりがないとトイレに自分でいけないお子さんに対するものですか、全盲のお子さんも受け入れておりますので、それにつきましては加配の審議会の様なものを開催しまして、そのクラブによって過ごす上で動線はどうか、その子供がどういう形で過ごすのが一番いいのかという中で、他の子供たちとぶつかって怪我をしたりとかそういうこ

とがないようにするために加配が必要であれば、まずは配置をして様子を見ていくという形にしております。

○堀内こども未来課長

当然それには加配が増えれば、加配指導分の予算も必要になりますので、市と社会福祉協議会と十分に話し合いをして、そして施設の状況によっても違いますし、お子さんの状況によってももしかしたら1対1というようなことが必要な場合もございますので、それによって私たちは相談しながら、加配指導分の何とかお金をということで、うちうちで財務と話し合いをしながら予算をつけるという、そういう風な形で行っています。

○植木部会長

ちなみにその障がいのあるお子さんを受け入れているのは、原則受け入れているんですか？

○堀内こども未来課長

原則受け入れです。

○山賀委員

先程の中で、医療的な配慮といった時に、看護師さんの配置は定められてないじゃないですか。そういうところの配慮は社協さんがされるんですか？それとも逆に医療行為とか医療的な配慮が必要な方についてはちょっとお断りをするというか、そういう対応になるんですか？

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

できる限り対応をするということなんですが、医療的な対応につきましては、そういう専門の資格がある方じゃないとできないということがありますので、一例を見ますとあるクラブでそういった筋ジストロフィーのお子さんを移送してクラブまで来ていただく場合には、社会福祉協議会の介護部門の障がい者のサービスを併用して対応しているという例もございます。

○山岸委員

ひとつ関連してお伺いしたいんですが、今は障がい児ということでありましたが、割合軽度発達障がいの子供さんたちもおりますし、その現場によってはこの人数がなかなか対応が難しいといったような場合は加配はあるんでしょうか？そしてまた、そういう声は現実にありますでしょうか？

○堀内こども未来課長

今の障がいのあるというのは必ずしも手帳をもっているとか、そういうお子さんだけではなく、やはり多動ですかいろいろなものもちろんもっていても対応や配慮が必要なお子さんを全部含んで、対応ということにしております。

○山岸委員

はい、ありがとうございました。

○大竹委員

今の説明をお聞きしていると、ずいぶん丁寧に対応していただいていると思うんですが、こうやって私たちが検討しているのは27年度以降から実施する新条例の策定ということですので、そうなりますと今の社協さんの説明は早め早めの対応というか、心がけていただいているみたいですが、今後民設もあることだし、放課後児童クラブの運営に他のところがかかわってくるというテイストを考えると、条例にきちんとした基準を明記しておく必要があるのではないかなと思うんですが、他の委員さんはいかがでしょう？

○植木部会長

そうですね。それも含めてご意見をいただいて、順に伺うことにしましょうか。名簿順に飯塚委員、ご意見をお願いいたします。

○飯塚委員

今、社会福祉協議会の理事をしまして、西区の社協の活動を手伝っているんですが、今後もう少し連携を深めるといったような積極的な教育をしていただくように担当課の方に申し上げておきます。ということは、社協も結構力がございまして、各地区に担当がいて、組織形態としては行き届いている社協ですから、もう少し協力するように私から申し上げておきます。ということで、社協の連携を深めるとということで、社協の方に働きかけます。

○植木部会長

5つの論点に関するご意見はございますか？

○飯塚委員

特にございません。

○植木部会長

そうですね。はい、ありがとうございます。大竹委員さん、先程の発言を含めながらお願いします。

○大竹委員

いくつかあるんですが、最初の方からいきます。論点1の資格についてなんですが、前回の検討部会でも意見がありましたけど、必要な研修を市としても行うべきという風になっています。今現在は、県の実施する研修を受けるという風になっていますよね。それを受けて、その下に地域の人材が積極的に関わってもらうことにも意義があるということで、こういったことも、これはどういう風に取り入れていく、具体的な計画があるのかなというようなことが知りたいと思いました。

研修を受けた上で、地域の人でも放課後児童クラブの運営にかかわれるものなのかどうかというところが、どんな風に考えていいのかということを知りたいと思いました。次に論点2のところの具体的な人数についてですが、2人以上を配置するということになっています。そしてそのうち1人は有資格者ということになっていますが、今現在新潟市では2人とも有資格者が配置されている、この現状はそうなんですが、それこそこれも先程言ったように明文化して、1人ではなく2人とも有資格者であるという必要があるんじゃないの

かなってというのは、例えば危機管理の問題ですとか、児童に異変があった時に1人がそれに付き添ってでてしまうと、1人になってしまう。その1人が無資格者では不都合な時もでてくるだろうというのがありますので、2人の有資格者ということをちゃんと明記しておく必要があるのではないかなと思いました。それから、参考としてその下に公設は今現在1人あたりは8.4人の指導員が見ている、民設では11.7という風にずいぶん理想的な数字が出てるんですけども、今後のことですのでどんな状況になるかわからないので、新しく定めるものには文章としてきちんと載せるのがふさわしいのではないかなと思いました。あと、施設設備についてです。本当に基本的なところで申し訳ないんですが、国の報告書の中で書いてあります、児童1人あたり概ね1.65平米という数字ですけども、何が算出基準になって、根拠がよくわかりません。ただ、国がいきなり1.65平米というスペースを確保しろというのがきているんですけど、これがふさわしいのかどうかの判断ができかねるというところもあります。それから、今現在は新潟市で1.65以上が93%確保されているという風にいわれています。ですが、これは活動するスペースとして満たされている数字なのか、例えば施設全体を見た時に、施設の建物全体でどのくらいの面積があるから、児童数で単純に割って1.65を満たしているという数字なのか、施設の中には静養スペースがあり、玄関トイレ廊下といった活動する場所でないところもあるわけですので、そういった運動する場所、学習するところだけを見て、こういう数字が出されているのかということところが不確かなので、ここを確認したいなという風に思いました。特に高学年まで受け入れるということになれば、ここにもありますけど、女子のトイレについては配慮していかなければいけないと思いますし、静養スペースとして所によってはコーナーという形で、ついたてなんかで仕切ってあるようなところで対応しているところもあるように聞いたこともありますので、きちんと休める場所として確保されているものなのか、そこのところを質問したいなと思いました。

今、気がついたところはそんなところですよ。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、事務局からその1.65平米の根拠と基準のようなものを、以前少しこの委員会でも報告があった分がありますけれども、今一度わかる範囲でご説明いただけますか？

○本間こども未来課育成支援係長

はい。平成19年に厚生労働省からガイドラインが示されまして、そこには概ね1.65平米というのがかかれています。1.65平米というのはだいたい畳1畳分になりますので、1畳分は必要だろうというのが国の方の考えだと思います。それが狭いのか広いのかってというのは議論が分かれるところではありますけれども、国の方としてはそういった水準を出しているかと思います。

○植木部会長

静養スペースのとらえ方についてはどうですか？

○本間こども未来課育成支援係長

きちんとした、囲われた部屋を確保できれば一番いいと思うんですけども、なかなかスペース的に確保できないところも多々あります。ですので、これから今年も建設するひまわりクラブもそうなんですけど、一定の空間を仕切れるように、レールカーテンをつけて、具合の悪くなった子はそこで過ごしてもらおうという風な配慮はしていきます。単独の静養スペースというのはなかなか確保しづらいという状態です。

○堀内こども未来課長

なるべくということで報告が出ているわけですので、今後についてはなるべく配慮というところでは可能なんですけれども、とにかく箇所数が多い中で、それをどのような形でこれを確保していくよう努力していくかというのは、施設形態によって難しいところがあります。ただ、基準の中で設けることが適当であるという風なところで定めているのであれば、私は行政としてそのところは努力していかないといけないと思います。それは施設によってさまざまな工夫が必要であろうという風なところですので、今後またひとつひとつ見ていって、確保していきたいと思います。

○大竹委員

だから、そういう今後を見据えてということで今検討しているわけですから、やはりそのところをきちんと一定の措置にする期間が必要だと思いますが、今後のためにもやはり確保しなさいというようなきちんとした言葉による要望というか、明文化しておく必要があるのではないかなと思うんです。

○植木部会長

例えば委託先とか指定管理先の内規のようなものに左右されたり、管理者が変わると扱いも変わるんだということがないように、必要な部分は条例できちんと明文化していく必要があります。その部分は何かということ、この委員会できちんと議論をし、条例に含めていくことが必要だろうと、こういう風な意見ですね。

○大竹委員

はい、そうです。

○堀内こども未来課長

施設整備の部分はやはり市が努力していかなければいけない部分ですので、提案者まかせではできない部分ですので、私たちも努力していかなければならない。

○植木部会長

はい、わかりました。それでは森委員お願いします。

○森委員

はい、何でもどこに定めるかというのは別として、やっぱり一定の基準が必要だなというのはわかります。条例で定めるのか、規則で定めるのか、あるいは内規としてもっておくのか、それはさまざまな形なんだろうけど、何らかの形であるんですよ。

例えば、資格についても、明記しているからこのようにきちっと資格が書かれているんだけど、これが基礎資格で、臨時の方の場合もできればこのような方が望ましいというのは規則じゃなくて内規で書いてあったりとかです。内規で書いてあった上に、今度一定のレベルを確保するためには基礎資格プラス研修をこの程度実施している、臨時の方も必ず雇用するんだから雇用にあたってはこの内容の研修を実施したのちに配置しますとか、例えば私たち公務員であれば、公務員としての基礎的な服務勤務を学習するし、教員であれば学習指導と生徒指導を学習するし、人権とか同和学習もするし、危機管理、防災等のことも学習して配置されないと対応する時にはまずいわけです。臨時であるとかないとかは関係ありません。そういうようなものが条例にしなくても内規であっても、一定程度のものがどこかにあるのが望ましいと思います。同じことがひまわりクラブの臨時の方の配当についても、例えば特別支援学校だと介助員の配置基準がこうなっているけれども、一般の小中学校だと特別支援学級の介助員の配置基準がおおよそあるんですよね。おおよそあるんです。条例の中では書いてありませんし、規則でもありません。内規程度です。なぜ内規にしないといけないのかといいますと、例えば情緒障がいの子供たちが7人になると、介助員が2人来るんです。ただ程度によって違うから、普通の教室にいても走り回るのがいたら、その子はまた別につけなければいけないので、内規プラス介助員個別対応という内規で作ってあるんです。普通の教室にいて飛び出す子のところにもいないといけないので、1人でつかなければいけないところもあり、一定の何人いたら何人という一定のところプラス個別対応というところがあるところを書いてあるんです。多分あります。言いはじめるとめっちゃくちゃになると悪いので、多分あるんだなと思っています。それから、多分基本的に1.65平米、畳1畳分は活動スペースとして確保されているんだけど、静養スペースとなると場所によって違います。学校レベルだと保健室は保健室としてあるんですけど、そうではないところを使っているからか、必ずあるとは限らないというところが静養スペースだろうなと思います。ただ、基本的にはあることが望ましいし、あった方がいいに決まっているから、できるだけ確保しましょうということになったけど、子供の数が増えてくると、そこは押されていくんだらうなと思います。それで、一生懸命市の努力事項ですといっていると思います。あんまりびっちり書くと、5人増えたからこの学校は横にプレハブを作れということになりますから、それがないようにそのためには一生懸命1.65は守りつつあって、努力をしてがんばりますなだらうなと思っています。あと、施設で難しいのは、必ず1階にいないといけないという基準はあるんですか？必ず1階じゃなければだめだということはないのであれば、何とかスペース生み出せます。ただ、いきなり子供が来たからって、2階作るわけにはいかないですし、それはやっぱり今回このニーズ調査をやって、将来的な整備に生かすためのニーズ調査なので、おそらくそれを見通したもので考えてほしいといわれているんだと思っています。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。山賀委員お願いします。

○山賀委員

はい、先程いろいろとお伺いしましたが、追加でもう3点気になっているところがありまして。論点4のところ、3ページのところなんですけど、今後のスペースの確保の関係で、新潟市さんの四角の枠にある中で3つ目の放課後児童下校後の特別教室などの暫定利用というのがこれからの検討課題ですという表現なんですけれども、これが学校さんのこういう提案が可能なのかどうなのかというところが、学校教育サイドとのすり合わせみたいなものがあるのかなのかというのが、1点確認させていただきたいのと、社協さんの方にできればご質問したいんですが、土曜日開所なんですけれども、やはり子供たちそれなりにニーズがあるんだなというのはわかるんですけども、開所時間、土曜日を長くするとすると、さっき話が出たようなある程度人数が必要ですよという中で、人材の確保、スタッフの確保というのは、特にそういうのは心配ないのかどうなのか、人を募集してちゃんと集まるのかどうなのかということも気になるところです。余談ですが、私どもの福祉施設でも、福祉としては土曜日やっている障がい者施設もあるんですけど、うちは土曜日をやっていないんですけども、やらない理由は土曜日をやろうとすると、やはり人が集まらないというところがあるんです。土曜日の勤務はできませんというのがあるので、その辺で社協さんの指定管理という事業運営をする上で、そういう悩みどころとしてこういう点はどうかかなと、方針決まったら大変なんじゃないかなという、子供主体で全部考えていけば私なんかはいいのかもしれないんですけども、やっぱり最終的にスタッフが集まらない中でやるっていうのは、逆にリスクがでてしまうので、そういうところの見通しがお伺いできたらなと思います。以上です。

○堀内こども未来課長

1点目なんですけれども、今おっしゃった暫定の部分ですけども、これについては本当に施設の整備を基準に合わせて急がなければならないという中で、書いてありますような空き教室ですとか敷地内というのが本当に難しく、周辺に公共施設も見つからないといういたしかたない場合につきましては、とにかく教室を放課後お借りするしかないということで、福祉だけでは決められることではございませんので、もちろんうちは市長まで、そして教育委員会は教育長までという中で、こういう方針でいきましょうということをご了解をとっておりますので、市全体の考え方として理解していただいて結構です。そういつつも各学校によっていろんな状況がありますので、それは一律ではなく、お子さんの事情をお聞きしながら、どういうやり方ならやっていけるのかということをお伺いして学校の方とご相談をすすめていくという準備をしています。

○植木部会長

基本的には専用室、専用スペースということなので、暫定利用ってありえないわけですよ。併用ってことです。ただ、これ参酌基準ですので、新潟市の施設整備方針は4つあって3番目に書いてあるというのは、これは優先順位というわけではなくて、こういったことが考えられるという順番ですか？順番があるんですか？

○堀内こども未来課長

むしろ市の方としては、まずは学校というのが非常に強くあります。まずは学校で何とかしようということで、この3が上に上がっているというのがあります。ただ、いろいろな事情がありますので、今言ったように利用できる場所にどこがあるのかということも併せて検討していきます。暫定というのも、もちろん暫定利用したからそれで終わりではなく、緊急でそのような対応をしていくけれども、子供さんたちを受け入れなければいけないと、これをしないと多くの子供さんが、今は待機はない状態ですけれども、待機となると親御さんが困りますので、とにかくお預かりするという意味では、やはり何とかしなければいけないという意味合いになります。

ですので、引き続き根本的にどういう風にしていったらいいのかということはもちろん検討してかなければいけません。そういった意味合いです。

○植木部会長

確かに暫定ですので、将来的には暫定ではなくするというのも前提ということですね。

○山賀委員

本当に素朴な、学校でお貸しできそうなスペースってあるのかなと思ひまして。実は学校どこで判断が必要な部分で、校長先生がこういう提案を受けた時に、自分の学校とか教室、どこを使えるのかなとイメージですけれども、思いました。そういう暫定的なものって、長期休暇のお休みとかで一時的に利用者さんが通常期よりもすごく増えるとか、その人数スペースでは受け入れられないよねというケースもあるのかなと思うので、例えば夏休みとか子供が増えた時に、学校のそういう教室を放課後だけではなくて、長期休暇中も想定に入ってくるんじゃないかなと思っているんです。

○飯塚委員

ひとつよろしいでしょうか。私は小新中学校校区の住民なんですけれども、たまたま小新中学校の施設の改造工事を兼ねて地域のみなさんの集会の場所がないということで、だいたい自治会長からの希望が上がりました。たまたま小新中学校が平成26年度に耐震工事を大幅にやるんですが、いろいろと検討しましたら、どうしても空き教室が出てくるということで、新しく地域の広場、あるいは年寄りの集まる場所ということで、2教室を改めて冷暖房が入るように設計をしていただいて、それで着工しますということで、それぞれ学校の事情がございますように、そういう地域の要望もかなりあると思うんです。やはり、学校と普段連携を取られていると、こういう話があるぞということで、たまたま学校施設に校長とって、冷暖房の入りの2教室を地域の集会所的な場所にしてくれるということで、教育長の承認もございました。これがいいモデルになればと思っています。学校の考え方も大事なんです。地域に開放してあげたいなという、はっきりいって校長先生の意向が強ければ、結構小中学校の教室はあるんです。少子化の影響を受けまして。たまたま中学校が本格的な耐震工事があるというところののっかりました。ですから、学校との情報交換を地域の方が一生懸命にならないと実現しません。行政がやってくれるだろうと思っ

てぶら下がっていると、何もできませんので、私どもができるのは地域で解決しようという事で、ようやく今回改造してもらうことができました。参考までに申し上げます。

○山賀委員

あと1点、そこに関連してですが、スペースが足りないというのは子供たちが足りないというのは、子供たちが多い地域だと思うんです。だから、今のように空き教室ができるというのは、子供たちが減っている地域です。だから、その辺を私たちはポイントを抑えておかないと、空き教室あるじゃないかといっても、その地域には子供が少ないんですよというところで、逆に十分今のスペースで足りるということもあるかもしれません。要は、子供たちが多い地域のスペースの確保ってのが、学校にも空き教室がないというのを踏まえた中で、どうしようかというところでのお互いの歩み寄りというか、そういう議論が必要なかなと思いました。以上です。

○森委員

山賀委員の言われている通りで、あいている学校はいくらでもあいているんです。すかさかの小学校もある。ところがびっちり入っている小学校もある。ふれあい活動の会がなくて、すかさかという風に学校によって状況は違うんですけど、実はその大変なところというのは学校もパンパンになっているんです。プレハブを建ててもパンパンです。それが学校の状況です。スカスカのところは改修して入れてくれるならいくらでもいいよというぐらいなんですけど、学校によって違うので、3番はスカスカのところは大丈夫です。増えていてパンパンのところはパンパンで、場所がないという状態です。今いる子供たちをどうやって入れるかということで、スクールカウンセラーと話す場所もなく、どこでやるかという状態です。だめなところはパンパンでないです。それでお聞きしたのは、ひまわりクラブの今の学校の中で建てるのはいいんだけど、あれを2階建てに改修してくれれば入るのになと思いました。1階で増やしていくとグラウンドにはみ出していくから場所がないんでっていうことになります。あるいは体育館の脇の用具室を改修して、2階建てにしてとかさまざまなことを考えたりはしました。それでないと場所がないですとか。逆に夏休みに貸してといわれれば、貸せられるんですよ。

○山賀委員

大丈夫そうですか？

○森委員

普通の日はだめなんです。みんな埋まっている。

○山賀委員

夏休みは何とか調整ができるって言うことですかね？あいているから…。

○森委員

逆にね、特別教室は使わないからですね。

○飯塚委員

いいですか。今おっしゃいましたように、学校開放もいいですけども、セキュリティ

一の問題もありますので、あんまりおっぴらに、誰でも自由に入れるということになると危険も伴いますので、その辺はお互いの情報交換って言いますか、地域とか一体になるという街づくりですね。それを重点に考えないと学校の方もきてくれません。私の方も良好な教育環境を作るということでは、地域が応援しますという態度をお見せしないと学校の方も一致してくれませんので、互いにやらないといけないとすすめてまいります。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。続いて山岸委員お願いします。

○山岸委員

はい。資格についての論点のところなんですけど、児童の遊びを指導するものっていうところが基準になっているんですけど、臨時の方につきましては特に必要なしということで、今日はこの場では条例の検討というところで、例えば新潟市政令都市ですので、ある程度、何か講習会を何時間受けたとか、さっき先生がおっしゃられたような危機管理や守秘義務のあたりとかそういったこととかを学ぶ場を、そしてある程度の資格のようなひまわりクラブ従事者としての資格として、新潟市のみで通用するような資格を制定してもいいのかなとか思いました。どういった指定管理者になっても変化のないようにある程度の基準のものは知識として、また意識として、その人たちが有して、子供たちの対応にあたっていく、どのように対応したらいいとか、危機管理もそうです。質問ですが、今、インフルエンザなどが流行っていますが、そういった場合は、ただでさえ狭い状況の中で、何らかの対応とかをひまわりクラブはしておられるのかどうか。それから、これも基本的な質問で申し訳ないんですけど、学級閉鎖があった場合は開所時間を長く朝からとって、お預かりをするということをしているのかどうか、そういったあたりをお伺いしたいと思います。それと、施設・設備としてはやはり専用スペースも必要ですし、先程言ったような障がい児を受け入れるにあたってクールダウンする部屋も必要かなと思いますし、高学年をこれから受け入れるのであれば、またさらに広いスペースや、女子に対する配慮、着替えもありますし、お手洗いだけではないと思いますが、そういったところが必要かなと思います。ここに先程の子供の遊びの指導というところに、地域の人材という文言が入っているんですけど、先程おっしゃられたように具体的な計画というのもそうですけど、今後新潟市でも具体的などにどのように活用していくのかというあたりを、もしもっていればお聞かせいただきたいと思います。2つのひまわりクラブさんがコミ協が指定管理者になっているようですが、そのあたりも含め、ここらへんは何か地域に対して期待するところとか、コミ協に対してどのような運営をしていってもらいたいと思ってそういったところが入ってきたのかというあたりを聞かせていただけるとありがたいんですけど。

○植木部会長

時間が制限されていますので、簡単をお願いします。

○堀内こども未来課長

最後のところなんですけど、この地域の人材がっていうのは、国からでた案なんですけど

れども、私どもも読んだら私どもの考えと一致するなと思いました。おっしゃるようなコミ協に地域一体型でお願いするところについてですね、やはりみなさんの思いとしては地域の催しや祭りに、住むものが子供たちに多いに参加してもらって、みんなで育てていくんだと。地域教育コーディネーターさんをはじめとして、そういう思いがありますので、そこにかかわる有資格者だけではなく、無資格の人もいっぱい必要になってきますので、そういう人たちについては、何か困った時には来てくれるような、力になってくれるような人は準備しておきたいという、そういう思いがありますので、そういうところで地域の方々に協力してもらえるといいのかなと思います。それがやはり地域主体のモデルというところが一番大きなところなのかなと、社協ではなかなか難しいようなところがそういうところでは発揮できるのかなと思います。あと、有資格者以外の研修についても、報告書にも記入がありますので、何らかの具体的な研修制度ということは国の方でも示されると思いますし、またその有資格者の研修についても、都道府県が実施する、そして委託もOKと書いてありますので、そちらとセットでまた何か出てくるのかなと思っております。現状、社協さんも加配職員については研修をもちろん必要ということについてはしておりますし、その辺のところは今後同じ考えでいくのが適当かなと思います。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

インフルエンザになった場合は、指導員の方から学校と連携をとりまして、元気なお子さんのために早くから開けるようにしてます。今も最近、学級閉鎖がありますので、朝から開設しています。あと、ノロウイルス等も、その辺の対応については危機管理のマニュアルの中で全体に広がらないようにということで、インフルエンザと一緒にすけれども対応きちんとしていくということで開設しています。

○山岸委員

ありがとうございました。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。では山田委員、お願いします。

○山田委員

私も資格や研修についてが少しわかりづらくて、きちんと決まっていないような感じがあったので、そのクラブでの活動が、今いる職員の方々の能力や資質に大きく左右されてしまうのではないかとあって、少し不安があったので、専門的な知識とか能力、技術の向上ができるような研修を必須にしていくことも大事なんじゃないかなと思いました。あと、職員の待遇というか改善することで、定年とかがないようでしたら退職された教員の方たちに来ていただければ、ベテランの先生がついてくれるのであれば、保護者も不安がないのではないかなと思ったので、指導員の待遇の改善も必要なかなと思いました。

国の専門委員会報告書と新潟市の現状と方向性について（後半 論点6～論点13）

○植木部会長

はい、ありがとうございました。それでは引き続き、後半の説明をしていきます。

○本間こども未来課育成支援係長

はい。資料1の4ページ、論点6から説明させていただきます。開所時間についてですが、国の報告書と同様に、平日は1日3時間以上、休日につきましては1日8時間以上を原則としまして、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して、事業を行うものが定めるものという風に考えています。ここで今一度資料4をご覧くださいと思います。ニーズ調査の資料なんですけれども、4ページの上の表、こちらが低学年での平日希望終了時刻を伺ったものなんですけれども、小学生の保護者は17時代及び18時代がほぼ同数となっております。30%程度です。就学前児童の保護者は、18時代が17時代を10%ほど上回っているという風な状況となっております。次に、学校が休みの日の希望開始時間帯ですけれども、9ページに土曜日のもので、11ページに日曜祝日のもので、13ページに夏休み等の長期休暇中の希望開始時刻をそれぞれ聞いております。いずれも休みの日は8時代が半数をしめているという概算の単純集計の結果が出ております。尚、日曜日につきましては、7割を越える方が利用を希望していないという状況もデータで出ております。15分刻みの詳細な分析が今後出ますので、開所閉所時間につきましては詳細分析の結果を踏まえて、次回またご検討いただきたいと思いますと思っております。また、資料1、4ページにお戻りいただきまして、論点7、安全管理の基準についてということでございます。国が定める省令上の基準として、専門委員会の報告書を見てみますと、非常災害対策、虐待等の禁止、秘密の保持に関する事、保護者・小学校等の連携等、事故発生時の対応などが示されるものと思われま。市としてもこれらは新しい条例に網羅した上で、現場に立つ指導員へいきわたるよう、事業を行うものに対し、助言を行っていききたいという風に考えております。次のページをご覧ください。5ページの上、論点8以降は、基準以外に検討が必要なこととなっております。論点8の利用料金、減免制度、指導員の待遇、これらの喚起につきましては、専門委員会の報告書にない項目となっておりますけれども、こちらにつきましてもこの部会でご検討いただきたいと思いますと思っております。運営費の考え方として、左の図をご覧くださいと思います。専門委員会の報告書の下の方に図を入れ込ませていただいているんですけれども、現状国の考えと、市の現状が対峙しております。

01:25:07

これにつきましては、27年度からは国の考えに準じながら、利用料金、減免制度を合わせて考えていきたいという風に考えておりますので、次回このあたりをご検討いただきたいと思います。ここでまた資料がとんで申し訳ないんですけれども、本日お配りした資料8をご覧ください。こちら参考資料なんですけれども、利用料金、減免制度の関係で、新潟市の保育料の金額を参考にお配りさせていただきました。裏面の方は放課後児童クラブと保育園幼稚園との利用時間の比較になります。次回以降の検討の参考としてい

ただければと思ひまして、本日お配りさせていただきました。お手数ですが、また資料1にお戻りいただきまして、論点の9でございます。論点9からはまた専門委員会の報告書にある報告で、基準以外の項目となっております。(1)が放課後児童クラブの利用手続きについてでございます。開設後、福祉法にうたわれておりますけれども、市が必要な情報を収集し、利用希望の保護者のみなさまにその情報を提供を行っていきたくと考えております。また、市としましては今後も待機児童を出さないことを第一としていきますけれども、民設クラブに対しては、国の示す優先利用などの例示などを情報提供していきたくという風に考えております。次の6ページをご覧いただきたいと思ひます。論点10、(2)の対象年齢の明確化についてです。報告書では個々のクラブに応じて、全て6年生までを受け入れを義務化したものではないとしております。公設のひまわりクラブにおきましては、27年4月から、全てのクラブで6年生まで受け入れる予定にしております。ただ民設クラブにおきましては、例えば幼稚園とか保育園が運営しているクラブもありますので、そういったところも考慮し、地域の実情、保護者のニーズに応じて、対象年齢を事業が行うものが定めるものとしたいという風に考えております。公設のひまわりクラブにつきましては、全て受け入れる予定にしております。次の論点11、放課後子供教室や児童館との連携についてでございます。新潟市における放課後子供教室、新潟市ではふれあいスクールとしておりますけれども、前回の部会でも触れさせていただいた部分ですけれども、各々の良いところを生かしながら、また児童館の良いところも生かしながら、それぞれの小学校またクラブの実情に合わせて、今後更に連携を進めていきたくと考えております。その下の論点12、放課後健全育成事業として行わない類似の事業についてです。東京などの大都市圏では、鉄道会社とか大手衣料企業とか医療法人など、さまざまな企業が放課後児童クラブの運営にのりだしております。このあたりは放課後健全育成事業として行わない、児童福祉法の規制にかかわらず、運営を行っている類似事業でございます。新潟市におきましても、スイミングスクールが運営しているような、学童保育と名乗っているところもありますけれども、そういった民設クラブが増えていく可能性もありますので、市の方で実態を見繕いまして、保護者のみなさまにそのクラブが放課後児童健全育成事業のクラブなのか、類似事業のクラブなのか、そのあたりの情報提供を行っていきたくという風に考えております。

その下、論点13ですけれども、その他ということで、障がい児の受け入れ態勢の強化が必要なことが専門委員会の報告書にも記載されています。新潟市における現状も表がございましたように、66%のクラブで障がい児を受け入れております。公設のひまわりクラブにおきましては72%となっております。25年の5月現在で、216人の障がい児を受け入れております。全国平均では51%となっております。民設クラブにおきましても、公設クラブと同様に障がい児の受け入れ体制とか児童相談所、区健康機関と連携をはかれるような体制を整備していきたくと、そういった検討を進めていきたくと思っております。資料9をまたご覧いただきたいと思ひます。ではまず(4)まで説明させてい

いただきましたので、(6)以降説明をさせていただきますけれども、(6)の開所時間についてです。委員のみなさまにいただいた意見として、「保育園より短くなってしまいう預かり時間を大変不安に感じ、対処方法を探している保護者もいる。保育園と同等の時間での開所にもニーズがあるのではないか。」。また、「今後、就労形態の多様化が進んでいくことも視野に入れ、早朝・延長の開所への需要も高まっていくものと考えれば保育園並みの開所時間の設定も必要になってくるだろう。」。また、「延長料金の設定や理由書などを提出などを提出もらうことにより、楽だからなどの理由で安易に子供を長時間預けておくようなことがないよう対策を講じ、児童の健全育成のためのバランスを考え、検討していく必要がある、」という風なご意見をいただいております。こちらにつきましては、やはりニーズ調査の詳細分析を検討した上で、次回また案を示しながらご検討いただきたいと考えております。またその下のその他ということで、いただいた意見ですけれども「保護者やニーズを重視しすぎていないか。保護者だけでなく、子供の教育にかかわる人にもアンケートをすべきではないだろうか。」というふうなご意見をいただいております。こちらにつきましては、条例案などがまとまった段階で、パブリックコメントを実施してまいりますので、そういったところで広く意見を求めていきたいという風に考えております。またその下ご意見ですけれども、「児童が家庭で過ごす時間（保護者が向き合う時間）ですけれども、こちらについてはとても必要だと。人格形成の大事な時期なので、社会の構造が協力する方向になればいいと思うが、仕方なく放課後児童クラブを利用する場合、もう小学生なのだから、保育的な要素より教育的な要素をたくさん含んでほしい。」という風なご意見をいただいております。これにつきましては、活動内容の見直しについて、今年度から高学年受け入れモデル事業を行っておりますけれども、そういったモデルの中の間報告でもこういった活動の見直しが必要ではないかという風な課題もでてきておりますので、高学年児童への対応なども含め、指導員の研修も必要という風に考えております。以上で資料1、資料9、以上で後半部分の説明は終わります。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。それでは今の後半部分について、ご質問とご意見と合わせて後半は順にいただきたいと思っております。また、順番に飯塚委員からお願いします。

○飯塚委員

はい、特になのですが、私が平成17年から新潟市の青少年育成団体連絡会顧問なんですけど、その時の地域の方は、地域の子供は地域で育てるということで積極的に学校とかかわって子育てをしようということで、今までも続いていますので、子供の教育は家庭がまずであり、学校、地域、トライアル作戦っていうんですか、それは今後とも続けたいと思います。ってことは、地域が学校教育とかかわって、子供たちを見守っていききたいという方針を続けたいと思います。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。大竹委員お願いします。

○大竹委員

ニーズ調査がありました。報告がありましたが、利用時間についてなんですけれども、特に土曜日の希望、土日曜の希望についてなんですけど、地域、これはどの範囲でやっていらしたか忘れてしまいましたけれども、この回答いただいた、ご協力いただいた方々の中に、児童の登下校の形態は、徒歩による登下校しているところなのか、例えば周辺部で小規模校がどんどん併合されて、それに伴ってスクールバスで送迎しているような地域もたくさん出てきました。そういうところは、利用したいと思っても、なかなか休日はスクールバスが運行されないということになると、保護者の送迎が必要となってくるという地域もあって、利用したくても利用できないというところもあるのかなということもちらっと考えたんですが、そういったところへの配慮が必要かななんて思ったりしました。あとは、飯塚委員のご意見、私も地域で子供たちを見守っていきましょうという方の立場の人なんですけれども、ただ、ニーズはニーズとしてあるんじゃないかなと思われるので、子育ては家庭でやるのが基本ですけれども、それがなかなかそうしたいと思ってもできないお仕事を持っていて、そちらの方と両立させるためにはこれを利用するしかないんだという家庭が希望を出すわけですので、それを受け入れられるような体制を整えていくということが、必要なんだろうということを感じながら説明を聞かせていただきました。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。森委員お願いします。

○森委員

子供の健全育成を考えると、苦しいことでもあるけれども、ニーズも多様にあるということも正しいのであって、両者のバランスが難しいなとひたすらそう考えていました。私、学級閉鎖等があっても、ひまわりクラブが朝8時から元気な子供たちを受け入れているというのはこれもたいしたものだなと、努力が非常によくわかります。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございました。山賀委員お願いします。

○山賀委員

はい。本当にこういう福祉サイドのところで、子供たちの支援をやっていくといういろんなところで担っているというところは実際私たちもそういう分野で働いているのでよくわかるんですが、やはりその中で思うのは、さっきの質の問題とか求められるんですが、なかなか待遇面でそれに見合った待遇になっていないのかなというのが感じます。

正規職員12万程度、これが妥当なのかどうなのか。あとパートさんとか臨時の方とかは、時給760円というのが妥当なのかどうなのか。研修もしなきゃいけない、危機管理もしなきゃいけない、障がい児の対応もしなきゃいけない、それなのにこういう待遇

の中で志があればやってくれる人はたくさんいますというのか、本当にこの条件で、人が来るのかどうなのかということも気になるころなので、この辺のひとつの目安、お金もかかることなので、どうせ人件費については高からず安からずというところしょうけれども、やっぱり求められているものは年々高いものを求められているわりに、こういう待遇面についてはなかなかその責任と比例しているのかどうなのかなということが気がかりでうかがっていました。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。では、山岸委員お願いします。

○山岸委員

すみません。今のご意見と私も重複してしまうんですが、開所時間が延長されたり、今回のように朝からしていただいた場合、それに対応するスタッフを確保するには、普段は定期的な時間にもかかわらず、緊急の場合、必要があれば朝から来なければならない、開所時間が長ければ夜までいなければいけない、そういった方でおかつ資格がある程度ある方たちを確保するのが、今後難しくなっていくのではないかなと思うと、先程おっしゃられた責任と待遇の話ではありませんが、ある程度の保障、金銭面の保障も必要になってくるのではないかなというのが難しいところかなと、お話を聞いて考えていました。それと、ふれあいスクールのことが少し出ていたんですが、ふれあいスクールや他の地域のことも、地域の方たちもかかわれることはかかわって、みんなでいろんなことを体験したり共有したりしながら子育てをしていきたいなという感想です。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。では山田委員お願いします。

○山田委員

今まで保育園に預けていて、7時まで、ギリギリまで預けていた人たちが、どういう風にして30分間早くなってしまう預かりの時間に対応しているのかと考えると、やっぱり保育園と同じくらいの時間、開所することが必要なんじゃないかなと感じました。今現在でも7時くらいまで働く人もいるでしょうから、6時半以降、児童が残ってしまうこともあるのか、お伺いしたいんですけども、実際そういうことってあるんでしょうか？

○堀内こども未来課長

ひまわりクラブの時間は6時半ですので、6時半以降というのはいないです。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

基本的にはないですが、保護者の方が迎えにくる、それが遅れている場合には、それこそ安全上ひまわりクラブで過ごしていただく必要がありますので、それは超過勤務の対応で、対応しております。

○山田委員

その場合、保護者の負担はでないんですよね？

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

ないです。

○堀内こども未来課長

新潟市はファミリーサポートセンターという制度がございますので、そちらが実はひまわりクラブ、保育園の送迎の利用が非常に多くなっております。ですので、勤務時間が長い方については、ひまわりクラブと併用して、そういう今言ったように引き受けいただく方と協力しながら、その方の自宅まで、そういう風なことをやっておられるのではないかなと思います。

○山田委員

ありがとうございます。それで、迎えに来られなくて、6時半以降でも残ってしまう児童がいるということでしたら、そういった面でも保護者が金銭的な負担を、延長料金ではないですけど、とっていく必要があるのではないかなと思いました。以上です。

○植木部会長

はい、ありがとうございます。大変多岐にわたるご意見をいただきました。ありがとうございました。例えば地域との連携ということに関してですが、これは地域の中の児童クラブという位置づけですので、きわめて重要な視点です。今回はこういった国からの報告書が出ましたけれども、これとは別に改訂版のガイドラインがでるんだと思います。ガイドラインの中にはその地域や学校との連携という項目がおそらく入ってくると思いますので、そういったことも合わせて条例作りを今後は進めて行こうということになるだろうという風に思います。それから専用スペースの確保であるとか、あるいは教室の暫定利用ということに関して、概ね1.65平米以上という数字がずいぶんと気になるころではありますけれども、しかしもっとも重要なことはそういったスペースや専用室で育つ子供の育ちです。子供たちが健全に育つということが確保される、そういう施設やスペースや専用室になりうるのかどうかという視点で、条例作りをまとめていく必要があるということと、それと子供たちに対応する職員の配置基準、あるいは配置条件も、こういったことも子供たちの育ちにどのような影響があるかということが、きわめて重要な視点になってくるかなという風に思います。それから研修内容に関しては、おそらくこれも資格プラス研修です。ある程度の普遍的な研修項目や研修内容が今後示されてくるだろうという、これも想定されますので、おそらくそれに準ずる都道府県の研修に参加していく、あるいは市としての独自の研修を設けていくというような方向に進んでいくんだろうなという風に思います。待遇面の問題もきわめて重要です。職員を確保するためには、それなりの労働条件の確保と、労働環境の確保、これはきわめて重要なことだと思いますので、条例に含めていくべきだと思います。それから、地域にいる子供たちが通う施設ということに関してみれば、ふれあいスクール、もうひとつは児童館です。新潟市は児童館の数はふれあいスクール等に比べれば、数は圧倒的に少ないですけれども、それにしてもそういった地域の子供たちが使える社会資源、それをフル活用していくことです。ですから、放課後児

童クラブとしての機能はきちんと果たします。ふれあいスクールはふれあいスクールとしての機能をきちんと果たします。あるいは児童館としての機能を確認し、それを果たします。そして各々の役割がそれぞれありますので、それぞれの連携です。そういったことを考えていながら、それもやはり最終的には子供の育ちにどう関係していくか、地域で子供が育つというのはどういうことかということもまた次回の議論でできればなと思っておりました。あと、私ひとつ時間がない中で気になるのが、小規模クラブで、職員の複数配置の事柄についてです。やや曖昧な部分がありますけれども、私の解釈では1人でも可とするという風なことが出ていますが、これは1人にするということではなくて、専任の職員の複数配置が困難な場合はという、これ報告書に明文があります。したがって専任の職員の複数配置が困難な場合は1人は兼任してもいいという風に読めるのではないかなと、そういう風に積極的に読んでいきたいと思うんですけれども、したがって、ひとりにするのではなくて基本的には複数なんだと、こんな風に思われます。そうでないと、物理的にはやっていけませんので、必然的に全て複数配置になっていくと、こんな風に思われます。そのあたりも再確認をしていきたいと思えます。どうもありがとうございました。全体を通して、何かございますか？よろしいでしょうか？はい、では以上で事務局にお返しいたします。

3 ひまわりクラブ指定管理者候補者の選定結果について（報告）

○小沢補佐

はい、ありがとうございました。それでは次の主題になりますけれども、3番目のひまわりクラブ指定管理者候補者の選定結果についてご報告させていただきます。01:50:08 これにつきましては、前回私ども、この大きな制度改革を平成27年4月に迎えているということで、本来今年度、指定期間が終わりますので、次の指定期間3年なり5年なりを設けるところなんですけれども、ちょうど27年4月をまたぐものですから、暫定的な期間で指定管理をやらせていくことで前回報告させていただきました。その結果につきましてご報告させていただきます。先程の議論にもございました通り、私ども、これまでの社会福祉協議会さんの運営を中心にしながら、地域運営化、具体的に言いますと地域コミュニティ協議会さんの力を借りながら、クラブの運営をやっていかなければならないだろうということも視野に入れながら、今回指定管理者の選定を行ってまいりましたので、この辺の内容につきまして、説明をさせていただきます。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは資料7をご覧ください。26年度からの指定管理者の、新設者の強化をする会議を、昨年末12月26日に開催いたしました。今も申し上げましたけれども、地域の子供を地域で見守るモデルとして、木戸、山の下の2つのクラブにつきましては、地域コミュニティ協議会の方、その他の78クラブにつきましては、引き続き市社会福祉協議会から申請を受けまして、評価会議の結果や、評価会議の委員のみなさまの意見を参考に、市

として検討を行いまして、それぞれの申請者を指定管理者の候補者として選定いたしました。資料7を1枚めくっていただきまして、裏面に評価会議の採点結果を載せてございます。平成5年のひまわりクラブの業務委託以来、長年にわたって市社協さんにつきましては実績がありますので、その比較ということで、点数がついてございます。2つのコミ協につきましてはこれから作り上げていくというところで、委員のみなさまからご意見をいただきますと、市が、社協さんが安心感があるということで、他のコミ協より点数が高くなったというところなんです。それでも山の下、木戸につきまして、委員の方々からも経験を少し積んで社協と同じ体制を整え、また地域との連携、そういった強みを生かしてほしいとか、これから期待するとか、それぞれコミ協の違いを出してほしいとかそういった意見もございました。この採点結果の評価項目の3の運営についての提案の②ですけれども、学校や地域との連携についてというところで、地域が運営にかかわるふれあいスクールとひまわりクラブは積極的に連携をさせてきたということで、木戸コミ協の採点が市社協よりも高評価というところになっております。山の下につきましては、ふれあいスクールが本年度立ち上がったばかりということで、こういったところが期待されるところです。この指定管理者については今後2月議会で議案として提案しまして、審査していただく予定となっております。以上、報告を終わります。

○小沢補佐

はい、今ほどの説明で何かご質問等ございますでしょうか？今回初めての試みとしまして、地域コミュニティ協議会に2箇所引き受けていただくことになりましたが、やはり安全面とか職員の資質の面で、そういったデメリットという部分もはっきり申しあげましてあります。これにつきましては、これまでのノウハウをもっておられる社会福祉協議会さんの協力を得ながら、それから私ども新潟市の全面的なバックアップをはかりながら、そういった仕組みを作って、後方支援をしていくような仕組みを作ってやって生きたいという風に思っております。

何かご質問等はございますか？

○堀内こども未来課長

コミ協さんは任意団体というところですけども、これを引き受けるにあたって、現在NPO法人、法人化という動きを現在具体的に進めているというところもあります。早いうちにといい風に考えているところもあります。ですので、そういう部分では非常に前向きに取り組んでおります。今は、議案にこれからあげていくんですけども、それを待っていたら間に合いませんので、かなり具体的にみなさん動いているところです。

○小沢補佐

よろしいでしょうか。また2つの地域につきまして、みなさま方の支援をいただけるような部分がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。それでは次の4その他連絡事項になります。事務局から次回部会のことにつきまして、連絡させていただきます。

4 その他・事務連絡

○本間こども未来課育成支援係長

それでは次回の開催ですけれども、3月を予定しております。今回の委員のみなさまのご意見を受けまして、新しい条例を定める基準について、更に具体的に整理をして、検討を進めていただきたいと思います。本日お配りしました日程調整表にご都合の悪い日をご記入いただきまして、提出をお願いしたいと思います。今現在、都合がわからない場合は、後日メール、ファックス等で事務局までお知らせいただきたいと思います。連絡事項は以上でございます。

5 閉会

○小沢補佐

はい、それでは全体を通しまして、委員のみなさまから何かございますでしょうか？よろしいですか？はい、それでは以上をもちまして、第3回の放課後児童クラブ検討会を終了させていただきます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しいところお時間いただきましてありがとうございました。次回以降もお願いいたします。ありがとうございました。